

## 第47号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第26号中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」の右に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

(加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「所得税法」の右に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」の右に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

## 第 4 7 号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

福祉医療の助成対象者の判定基準となる低所得者の定義において、公的年金等の所得を合計所得金額から控除する規定を加えること。（第 2 条）

#### (2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 高齢重度障害者医療の助成対象者の判定基準となる低所得者の定義において、公的年金等の所得を合計所得金額から控除する規定を加えること。（第 2 条）

イ 所要の文言整理を行うこと。（第 2 条）

### 3 施行期日 令和 2 年 7 月 1 日



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻

をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)

をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)を\_\_\_\_\_をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)